

胎内市地域防災計画
(資料編)

令和 3 年 7 月

胎内市防災会議

目次

防災計画資料編

1	防災関係機関一覧	
1)	消防機関	1
2)	警察機関	1
3)	新潟県	1
4)	指定地方行政機関	2
5)	自衛隊	2
6)	指定公共機関	2
7)	指定地方公共機関	3
8)	病院	3
9)	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	3
10)	事務組合	4
11)	放送機関の連絡先	4
12)	自衛隊の派遣要請連絡窓口	4
13)	近隣市町村防災担当部（局）課	4
14)	要配慮者利用施設一覧	5
2	防災関係条例等	
1)	胎内市防災会議条例	7
2)	胎内市水防協議会条例	9
3)	胎内市防災行政無線局管理運用規定	11
4)	胎内市防災行政無線局管理運用細則	19
3	災害別危険箇所	
1)	重要水防危険箇所	22
2)	海岸関係	24
3)	土石流危険溪流箇所	25
4)	急傾斜地崩壊危険箇所	27
5)	地図	29
4	消防・水防関係等	
1)	胎内消防署消防自動車配置状況	38
2)	防災体制	38
3)	危険物製造所等施設数	38
4)	新発田地域広域消防機構図	39
5)	新潟県消防防災ヘリコプター緊急運行要領	40
6)	緊急運行車両確認申請書	43
7)	情報の伝達方法	45
8)	水防体制について	47
9)	水防計画一部抜粋	49
5	災害救助法	
1)	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	57
6	様式集	61
7	その他	
1)	防犯・防災メールについて	94
2)	津波避難勧告文例	96
3)	災害時応援協定一覧	97
4)	土砂災害警戒情報	99

1 防災関係機関一覧

名 称	所 在 地	電話番号	F A X
胎内市役所	胎内市新和町 2 番 10 号	0254-43-6111	0254-43-5502
黒川支所	胎内市黒川 1410 番地	0254-47-2711	0254-47-2117

1) 消防機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X
新発田地域広域消防本部	新発田市新栄町 1-8-31	0254-22-1119	0254-26-6690
胎内消防署	胎内市新和町 2-24	0254-43-3311	0254-43-3820
黒川出張所	胎内市黒川 1643-2	0254-47-2467	切り替え

2) 警察機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X
新発田警察署胎内分庁舎	胎内市東本町 20-12	0254-43-0110	0254-43-6991
乙駐在所	胎内市乙 1157-1	0254-46-2004	
築地駐在所	胎内市築地 3498-3	0254-45-2013	
黒川駐在所	胎内市東牧 721-1	0254-47-2544	
胎内駐在所	胎内市栗木野新田 108-6	0254-48-3142	

3) 新潟県

名 称	所 在 地	電話番号	F A X
防災局防災企画課	新潟県中央区新光町 4-1	025-280-5988	025-285-4752
〃 危機対策課	〃	025-280-5144	025-281-2979
〃 消防課	〃	025-280-5145	025-285-9590
新発田地域振興局地域整備部	新発田市豊町 3-3-2	0254-26-9189	0254-26-6449
〃 治水課	〃	0254-26-9567	〃
〃 道路課	〃	0254-26-9562	〃
〃 維持管理課	〃	0254-26-9561	〃
〃 ダム管理課	〃	0254-26-9569	0254-24-0403
新発田地域振興局健康福祉環境部	〃	0254-26-9165	0254-26-6800
新発田地域振興局農村整備部	〃	0254-22-5105	0254-26-7302
下越家畜保健衛生所	〃 東新町 1-7-6	0254-22-3067	0254-24-4022
村上地域振興局地域整備部	村上市田端町 6-25	0254-52-7955	0254-53-4511

村上地域振興局農林振興部	村上市田端町 6-25	0254-52-7938	0254-52-6865
企業局下越発電管理所	村上市坂町 1804	0254-62-6688	0254-50-5114

※ 胎内第二ダム 下荒沢 48-3070
 胎内第一発電所 下荒沢 48-3581
 胎内第二発電所 下荒沢 48-3248
 胎内第三発電所 48-3353
 奥胎内ダム 下荒沢 新発田地域振興局地域整備部ダム管理課 0254-26-1326

4) 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
北陸地方整備局羽越河川国道事務所	村上市藤沢 27-1	0254-62-3211	0254-62-1106
北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所	山形県西置賜郡小国町小国小坂町 3-48	0238-62-2566	0238-62-2613
北陸地方整備局新潟国道事務所	新潟市中央区南笹口 2-1-65	025-244-2159	025-246-7763
北陸地方整備局新潟国道事務所 新発田維持出張所	新発田市島潟 665	0254-26-0337	0254-26-1873
北陸農政局新潟農政事務所 新発田庁舎	新発田市豊町 2-6-26	0254-22-4101	0254-22-3860
関東森林管理局下越森林管理署	新発田市大手町 4 丁目 4-15	0254-22-4146	0254-22-4148
新潟労働局新発田公共職業安定所	新発田市日渡 96	0254-27-6677	0254-27-6670
東京管区气象台新潟地方气象台	新潟市中央区幸西 4-4-1	025-244-1701	025-244-8060
第九管区海上保安本部	新潟市中央区万代 2-2-1	025-244-4151	025-244-7458

5) 自衛隊

機 関 名	担当	所 在 地	電話番号	F A X
陸上自衛隊第 30 普通科連隊	第 3 科	新発田市大手町 6-4-16	0254-22-3151	0254-22-3151

6) 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
郵便事業株式会社中条支店 郵便局株式会社中条郵便局	胎内市東本町 23-8	0254-43-4611	0254-43-4880
J R 東日本(株)中条駅	胎内市表町 7-22	0254-43-2111	0254-43-6947
(株)N T T ・ ドコモ新潟支店	新潟市中央区八千代 1-3-9	025-241-0020	025-240-7115
(株)K D D I 新潟支店	新潟市礎町通 2 ノ町 2077	025-224-0077	025-224-0078
日本赤十字社新潟県支部	新潟市中央区関屋下川原町 1-3-12	025-231-3121	025-231-3122
日本放送協会新潟放送局	新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	025-265-1145
東日本高速道路株式会社新潟管理事務所	新潟市江南区亀田早通字柳田 3233	025-287-4411	025-287-4422
日本通運(株)中条営業所	胎内市長橋 86-6	0254-43-3181	0254-43-2883

東日本電信電話(株)新潟支店	新潟市中央区東掘通 7-1017-1	025-227-6801	025-226-8870
東北電力(株) 新発田営業所	新発田市新栄町三丁目 1-34	代表 0120-175-466 停電 0120-175-366	

※ 東北電力(株)新潟技術センター 新潟市網川原 664-222 025-283-5055
 制御所(飯豊川第一ダム)

7) 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
(株)新潟放送	新潟市中央区川岸町 3-18	025-267-3469	025-267-4410
(株)新潟総合テレビ	新潟市中央区八千代 2-3-1	025-249-8900	025-249-8881
(株)テレビ新潟放送網	新潟市中央区新光町 1-11	025-283-8152	025-283-8159
(株)新潟テレビ 2 1	新潟市中央区下大川前 六ノ町 2230-19	025-223-7009	025-223-8628
(株)エフエムラジオ新潟	新潟市中央区幸西 4-3-5	025-246-2314	025-245-3399
(株)新潟日報社	新潟市西区善久 772-2	025-378-9111	025-378-9485
新潟交通観光(株)中条営業所	胎内市清水 9-143	0254-43-5777	0254-43-3174
新潟運輸(株)中条支店	胎内市近江新 214-13	0254-43-2201	0254-47-3009
胎内川沿岸土地改良区	胎内市羽黒 2586	0254-43-3262	0254-43-3559
築地土地改良区	胎内市築地 3577	0254-45-2133	0254-43-2133
(社)新潟県エルピーガス協会	新潟市中央区川岸町 1-47-1	025-267-3171	025-233-6267

※ 新発田ガス株式会社 新発田市豊町 1 丁目 4 番 23 号 0254-22-4181
 中条支店 胎内市清水 9-148 0254-43-4181

8) 病院

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
新潟県立坂町病院	村上市下鍛冶屋 589	0254-62-3111	0254-62-5431
中条中央病院	胎内市西本町 12-1	0254-44-8800	0254-44-8696
新潟県立新発田病院	新発田市本町 1-2-8	0254-22-3121	0254-26-3874
長岡赤十字病院	長岡市千秋 2 丁目 279-1	0258-22-3600	0258-28-9000

9) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
(社)新発田北蒲原医師会	新発田市本町 4 丁目 16-83	0254-22-4008	0254-22-0492
J A 胎内市	胎内市本郷家下 493-2	0254-43-7402	0254-43-5210
中条町商工会	胎内市新和町 2-5	0254-43-3624	0254-43-5773
黒川商工会	胎内市黒川 1106-13	0254-47-2419	0254-47-2320
胎内市社会福祉協議会	胎内市西本町 11-11	0254-44-8682	0254-44-8651

1 0) 事務組合

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
新発田地域広域事務組合	新発田市中央町 5-4-7	0254-26-1501	0254-23-5589

1 1) 放送機関の連絡先

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X	責 任 者
B S N (ラジオ)	新潟市中央区川岸町 3-18	025-267-3469 〃	025-267-4410 〃	報道担当部長 ニュース担当部長

1 2) 自衛隊の派遣要請連絡窓口

(1) 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住 所 等
防災局危機対策課 危機対策係	住 所 〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 電 話 025-285-5511 (代表) 025-280-5144 (直通) F A X 025-281-2979 防 災 無 線 (発信番号 4) -401-20-2251~2252、2261 F A X (発信番号 4) -401-881

(2) 派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣の要請先	住 所 等
新発田駐屯地司令 (第 30 普通科連隊) (佐渡を含む新潟県北部 市町村の災害派遣要請)	連絡窓口 陸上自衛隊第 30 普通科連隊第 3 科 住 所 〒957-8530 新発田市大手町 6 丁目 4 番 16 号 電 話 0254-22-3151 内線 235 防災無線 発信番号-451-30 NTT FAX 0254-22-3151 FAX 切替 内線 242

1 3) 近隣市町村防災担当部(局)課

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
新発田市 市民生活部 地域安全課	新発田市中央町 4-10-4	0254-22-3101 緊急時 22-4400	0254-22-3110
村上市 総務課 危機管理室	村上市三之町 1-1	0254-53-2111	0254-53-3840
阿賀野市 総務課 地域安全係	阿賀野市岡山町 10-15	0250-62-2510 緊急時 61-2471	0250-62-0281
聖籠町 生活環境課 地域安全係	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635-4	0254-27-2111 緊急時 27-1962	0254-27-2119
関川村 総務政策課	関川村下関 912	0254-64-1441 緊急時 64-1476	0254-64-0079

1 4) 要配慮者利用施設一覧

NO.	社会福祉施設名(65)	郵便番号	住所	TEL	FAX	備考
1	就労継続支援B型 虹の家	959-2658	胎内市西条412-4	44-8448	44-8449	
2	就労継続支援B型 ハートワーク高浜	959-2703	胎内市高畑2398	45-1171	45-1175	
3	就労継続支援B型 こばと作業所	959-2664	胎内市柴橋1320番地1	44-8616	44-8616	
4	自立訓練 そら倶楽部	959-2708	胎内市中村浜699-128	45-5112	45-5117	
5	ショートステイ そら倶楽部	959-2708	胎内市中村浜699-128	45-5112	45-5117	
6	日中一時支援 そら倶楽部	959-2708	胎内市中村浜699-128	45-5112	45-5117	
7	就労移行支援 じゃぶ倶楽部	959-2708	胎内市中村浜699-128	45-5110	45-5122	
8	就労継続支援B型 じゃぶ倶楽部	959-2708	胎内市中村浜699-128	45-5110	45-5122	
9	放課後等デイサービス 胎内まごころクラブ	959-2624	胎内市羽黒2142-1	28-7301	28-7331	
10	放課後等デイサービス なないろキッズたいない	959-2631	胎内市表町5-27	44-8448(虹の家)	44-8449(虹の家)	
11	就労移行支援 カレイドスクエアパーク胎内	959-2805	胎内市下館1147	28-9362		
12	放課後等デイサービス カレイドスクエアパーク胎内	959-2805	胎内市下館1147	28-9362		
13	グループホーム スカイ1	959-2708	胎内市中村浜699-131	45-5911		
14	ショートステイ スカイ1	959-2708	胎内市中村浜699-131	45-5911		
15	グループホーム スカイ2	959-2708	胎内市中村浜699-131	45-5911		
16	ショートステイ スカイ2	959-2708	胎内市中村浜699-131	45-5911		
17	グループホーム おーる	959-2643	胎内市東本町22-31	28-7762	28-7763	
18	ショートステイ おーる	959-2643	胎内市東本町22-31	28-7762	28-7763	
19	グループホーム 虹の家第一寮1号棟	959-2651	胎内市西条町2-22	44-8448(虹の家)	44-8449(虹の家)	
20	グループホーム 虹の家第一寮2号棟	959-2646	胎内市西条町5-35	44-8448(虹の家)	44-8449(虹の家)	
21	グループホーム いんくる胎内ひがし本町	959-2643	胎内市東本町25番86-2号	0254-75-5261(村上事務所)	0254-75-5271(村上事務所)	
22	グループホーム いんくる胎内ひがし本町別館	959-2643	胎内市東本町22番35号	0254-75-5261(村上事務所)	0254-75-5271(村上事務所)	
23	グループホーム すみれ	959-2632	胎内市新栄町5-63	33-2314(大峰寮)		
24	地域活動支援センター ごっちゃん	959-2656	胎内市本郷544-1	28-8530	28-8532	
25	高齢者・障がい者総合支援センター おくやまのしょう	959-2651	胎内市西条町3-10	43-6106	43-6106	
26	胎内市社会福祉協議会	959-2656	胎内市西本町11-11	44-8682	44-8651	
27	特別養護老人ホーム とっさか	959-2656	胎内市西本町11-27	44-8588	44-8894	
28	デイサービスセンター とっさか	959-2656	胎内市西本町11-27	44-8588	44-8894	
29	ショートステイ とっさか	959-2656	胎内市西本町11-27	44-8588	44-8894	
30	胎内市デイサービスセンター いわはら荘	959-2806	胎内市下赤谷387-15	47-3331	47-3351	
31	胎内市デイサービスセンター 栗木野荘	959-2827	胎内市栗木野新田106-1	48-3696	48-3280	
32	グループホーム ウエルネス中条	959-2631	胎内市表町6-17-12	43-6062	43-3353	
33	ショートステイ ウエルネス中条	959-2631	胎内市表町6-17-12	43-6062	43-3353	
34	デイサービスセンター ウエルネス中条	959-2631	胎内市表町6-17-12	43-6062	43-3353	
35	グループホーム はるか	959-2643	胎内市東本町22-31	28-7762	28-7763	
36	健伸館	959-2721	胎内市菅実387番地1	28-7983	28-7983	
37	介護老人保健施設 マチュアハウス中条	959-2708	胎内市中村浜字築地原699番地136	45-5151	45-5115	
38	短期入所生活介護 マチュアハウス中条	959-2708	胎内市中村浜字築地原699番地136	45-5151	45-5115	
39	通所リハビリ マチュアハウス中条	959-2708	胎内市中村浜字築地原699番地136	45-5151	45-5115	
40	介護老人保健施設 中条愛広苑	959-2619	胎内市十二天91番地	46-5612	46-5606	
41	短期入所生活介護 中条愛広苑	959-2619	胎内市十二天91番地	46-5612	46-5606	
42	通所リハビリ 中条愛広苑	959-2619	胎内市十二天91番地	46-5612	46-5606	
43	ショートステイ アップル花はな	959-2658	胎内市西条614番地1	44-8787	28-8088	
44	デイサービス アップル花はな	959-2658	胎内市西条614番地1	44-8787	28-8088	
45	胎内市デイケアセンター といも・ち	959-2656	胎内市西本町11番11号	28-0401	44-8460	
46	介護老人保健施設 やまぼうし	959-2805	胎内市下館大開1522番地	47-3303	47-3370	
47	短期入所生活介護 やまぼうし	959-2805	胎内市下館大開1522番地	47-3303	47-3370	
48	通所リハビリ やまぼうし	959-2805	胎内市下館大開1522番地	47-3303	47-3370	
49	特別養護老人ホーム 第二胎内やすらぎの家	959-2823	胎内市熱田坂字長崎野881番地86	48-3134	48-3969	
50	短期入所生活介護 第二胎内やすらぎの家	959-2823	胎内市熱田坂字長崎野881番地86	48-3134	48-3969	
51	養護盲老人ホーム 胎内やすらぎの家	959-2823	胎内市熱田坂字長崎野881番地86	48-3134	48-3969	
52	グループホーム ちゅーりっぷが苑・つばき	959-2652	胎内市協和町1831番地1	43-2517	43-2734	
53	デイホーム ちゅーりっぷが苑・つばき	959-2652	胎内市協和町1831番地1	43-2517	43-2734	
54	グループホーム ちゅーりっぷが苑・さくら	959-2652	胎内市協和町837番地1	20-8490	20-8493	
55	デイホーム ちゅーりっぷが苑・さくら	959-2652	胎内市協和町837番地1	20-8490	20-8493	
56	グループホーム 黒川	959-2807	胎内市黒川1287番地6	47-0405	47-2923	
57	ケアステーション どんこん	959-2619	胎内市十二天91番地1	46-5617	46-5620	
58	グループホーム どんこんの家	959-2619	胎内市十二天91番地1	46-5618	46-5620	
59	特別養護老人ホーム 胎内まごころの里	959-2712	胎内市築地3715番地3	28-8666	28-8665	
60	特別養護老人ホーム 胎内まごころの里きのと	959-2604	胎内市大出730番地1	46-3330	46-3331	
61	グループホーム まごころ	959-2604	胎内市大出730番地1	20-7227	20-7517	
62	特別養護老人ホーム りんどう	959-2805	胎内市下館1523番地	47-2222	47-2225	
63	短期入所生活介護 りんどう	959-2805	胎内市下館1523番地	47-2222	47-2225	
64	養護老人ホーム ひめさゆり	959-2805	胎内市下館820-2	47-2223		
65	ひまわり荘	959-2804	胎内市塩沢279番地	47-3100		

1 防災関係機関一覧

NO.	学校(9)	郵便番号	住所	TEL	FAX	備考
37	中条小学校	959-2644	胎内市大川町16-56	0254-43-2042	0254-43-2670	
38	胎内小学校	959-2657	胎内市江上470	0254-43-2044	0254-43-7395	
39	きのと小学校	959-2611	胎内市山屋120	0254-46-2025	0254-46-2858	
40	築地小学校	959-2712	胎内市築地3467	0254-45-2020	0254-45-5041	
41	黒川小学校	959-2809	胎内市黒川	0254-47-2405	0254-47-3123	
42	中条中学校	959-2643	胎内市東本町16-57	0254-43-2761	0254-43-7393	
43	乙中学校	959-2604	胎内市大出1773-10	0254-46-2023	0254-46-2840	
44	築地中学校	959-2712	胎内市築地3713	0254-45-2019	0254-45-5045	
45	黒川中学校	959-2600	胎内市太田野原62-62	0254-47-2425	0254-47-3115	
NO.	保育園・認定こども園等(11)	郵便番号	住所	TEL	FAX	備考
46	中条すこやか子ども園	959-2651	胎内市西条町3-10	43-3805	43-7447	
48	ふたば保育園	959-2642	胎内市新和町2-57	43-5225	43-5225	
49	ついで保育園	959-2712	胎内市築地3246	45-1100	45-2200	
50	黒川保育園	959-2807	胎内市黒川1124	47-2442	47-2843	
51	さわらび保育園	959-2636	胎内市星の宮町1-63	43-5584	39-1062	
52	さわらび乳児園	959-2631	胎内市表町6-17-16	43-7708	43-7708	
53	まごころ保育園たいない	959-2260	胎内市加賀新251	20-8585	20-8588	
54	まごころ保育園ひので	959-2644	胎内市大川町15-59	43-2509	28-7911	
	ひだまりこども園	959-2619	胎内市十二天91-5	46-3131	46-3137	
55	きすげこども園	959-2807	胎内市黒川1124	47-2665	47-2470	
56	聖心こども園	959-2646	胎内市西条町9-46	43-3650	43-6710	
NO.	医療機関(32)	郵便番号	住所	TEL	FAX	備考
57	小野耳鼻科医院	959-2644	大川町15-10	0254-44-3387		
58	坂上医院	959-2645	本町3-29	0254-43-2052		
59	丹呉医院	959-2659	あかね町26-25	0254-43-7100		
60	ちの泌尿器科・内科医院	959-2643	東本町22-10-3	0254-43-6334		
61	中条駅前じゅん耳鼻科	959-2631	表町6-17-8	0254-39-1155		
62	中条地区休日診療所	959-2656	西本町11-11	0254-44-8621		
63	中条中央病院	959-2656	西本町12-1	0254-44-8800		
64	野々村眼科医院	959-2646	西条町5-24	0254-44-8400		
65	橋本医院	959-2643	東本町21-56	0254-43-2338		
66	ひらの整形外科医院	959-2644	大川町15-11	0254-39-1010		
67	わたなべ医院	959-2632	新栄町2-37	0254-43-5955		
68	鈴木医院	959-2614	平木田1506	0254-46-2430		
69	時田医院	959-2602	乙1177	0254-46-2216		
70	相馬医院	959-2712	築地1855	0254-45-2027		
71	はなの医院	959-2712	築地1851	0254-45-2008		
72	黒川病院	959-2805	下館1522	0254-47-2422		
73	胎内市黒川診療所・黒川はり灸マッサージ施術所	959-2827	栗木野新田107-1	0254-48-3692		
74	有松歯科医院	959-2644	大川町14-49	0254-43-5385		
75	江口歯科医院	959-2631	表町1-17	0254-43-2217		
76	小林歯科医院	959-2643	東本町22-27	0254-39-1182		
77	斎藤歯科医院	959-2648	住吉町10-12	0254-43-3462		
78	佐藤歯科クリニック	959-2654	本郷546-5	0254-43-5188		
79	新栄町歯科医院	959-2632	新栄町2-54	0254-43-6480		
80	鈴木歯科医院	959-2645	本町1-19	0254-43-2013		
81	丹呉歯科医院	959-2645	本町2-26	0254-43-2179		
82	NOZAWA Dental Clinic 野沢歯科医院	959-2643	東本町1-4	0254-43-2141		
83	村山歯科医院	959-2643	東本町21-13	0254-39-1000		
84	舟山歯科医院	959-2602	乙719-5	0254-46-2703		
85	佐藤歯科医院	959-2712	築地2025-1	0254-45-3516		
86	胎内市黒川診療所/黒川歯科分室	959-2807	黒川1410	0254-47-2356		
87	胎内市黒川診療所/歯科	959-2827	栗木野新田107-1	0254-48-3059		

2 防災関係条例等

1) 胎内市防災会議条例

平成17年9月1日

条 例 第 14 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、胎内市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 胎内市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令の規定によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 新潟県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 新潟県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 新発田地域広域消防の職員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
- (6) 教育長
- (7) 消防団長

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第8号の委員の定数は、それぞれ1人、3人、1人、1人、3人及び5人とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年9月1日から施行する。

2) 胎内市水防協議会条例

平成17年9月1日

条例第17号

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定に基づき、胎内市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、胎内市の水防計画その他水防に関する重要な事項を調査審議する。

(会長及び委員)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、会長が委嘱し、定数は15人以内とする。

(委員の代理)

第4条 関係行政機関の委員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、当該行政機関又は団体のうちから代理者を定め、その職務を行わせることができる。

(委員の任期)

第5条 関係行政機関の職員及び関係団体の代表者たる委員の任期は、当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 会長において、特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(協議会の開催)

第6条 会長は、必要があると認めるときに随時協議会を開催することができる。

2 委員の半数以上の者から請求があるときは、会長は、協議会を開催しなけれ

ばならない。

(議事)

第7条 協議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議事を決することができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 会長は、必要に応じ協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、会長が市吏員及び関係行政機関の職員のうちから任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、2年とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

3) 胎内市防災行政無線局管理運用規程

平成17年9月1日

訓令第26号

(趣旨)

第1条 この訓令は、胎内市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する胎内市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理に関し電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として、胎内市に設置する移動しない無線局をいう。
- (3) 陸上移動局 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第12号に規定する無線局をいう。
- (4) 無線系 前3号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (5) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(無線系の総括管理者)

第3条 無線系に総括管理者を置く。

2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3 総括管理者は、市長の職にあるものを充てる。

(管理責任者)

第4条 無線系に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。

3 管理責任者は、総務課長の職にある者を充てる。

(通信取扱責任者)

第5条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、消防・防災係長の職にある者を充てる。
(管理者)

第6条 基地局の通信操作を行う部署には、管理者を置く。

- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局又は施設の管理及び監督の業務を所掌する。
- 3 管理者は、当該部署の課長の職にある者を充てる。
(無線従事者の配置、養成等)

第7条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。
(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線局業務日誌(様式第2号)の記載を行う。

- 2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。
(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。
(備付け書類等の管理)

第10条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

- 2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 通信取扱責任者は、無線業務日誌抄録(様式第3号)を毎年12月末までに作成し、管理責任者に提出するものとする。

- 4 通信取扱責任者は、無線従事者選（解）任届（様式第4号）及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

（無線設備の保守点検）

- 第11条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 毎日点検
- (2) 月点検
- (3) 年点検

- 2 点検項目については、無線設備の点検記録簿（様式第5号）のとおりとする。

- 3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

- (1) 毎日点検 通信取扱責任者又は管理者
- (2) 月点検 管理責任者
- (3) 年点検 総括管理者

- 4 予備装置及び予備電源については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

- 5 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに責任者に報告するものとする。

（通信訓練）

- 第12条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的な通信訓練を行うものとする。

- 2 訓練は、通信統制訓練、移動系による情報収集及び伝達訓練を重点として行うものとする。

（研修）

- 第13条 総括管理者は、通信取扱者に対して電波法等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

（その他）

- 第14条 この訓令に定めるもののほか、通信の方法、運用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

無線従事者名簿

[illegible]

様式第2号 (第8条関係)

無線局業務日誌				査 閲		
呼出名称				F3	MHz	W
年	月	日	無線従事者	資 格	氏 名	
相手局呼出名称	通信回数	特 記	事 項	相手局呼出名称	通信回数	特 記 事 項
				1 日 の 延 べ	通 信 回 数	回
そ の 他						

様式第3号(第10条関係)

無線業務日誌抄録

年 月 日

信越電気通信監理局長 様

1 無線従事者の (12月末)
資格別員数 (日現在)

住所
免許人

特殊無線技士(無線電話乙)

会社名

基地局	移動局	合計
人	人	人

代表者氏名



2 通信回数 (年 月 日から 年 月 日までの分)

呼出 名称	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計

計													

3 機器の故障の事実及びこれ
に対する措置の概要

4 空電、混信、受信感度の減退等不良の
通信状態の概要

呼出名称	障害状況	措置の概要	呼出 名称	空電	混信	受信感度の減退

5 その他参考となる事項

(注) 通信回数欄は、最初に基地局の分を記入し、次いで陸上移動局の分を順次記入してください。

様式第4号(第10条関係)

無線従事者選(解)任届

※整理 番号	
-----------	--

年 月 日

様

届出者 郵便番号

住 所 胎内市新和町2番10号
(電話番号)

氏 名

無線従事者を選(解)任したので、選(解)任後の無線従事者を次のとおり届けます。

無線局の種別等

年 月 日現在

(ふりがな) 氏 名	資 格	免許証の番号	選任年月日	業 務 経 歴

様式第5号(第11条関係)

無線局日常点検記録簿

点検年月日	年 月 日	天 候		点検者氏名	
点 検 の 項 目		結 果	点 検 の 項 目		結 果
固定、基地、移動局の外観			固定、基地、移動局のプレストーク		
電源電圧			送信ランプ		
電源電流			変調入力		
電源コード			選択機能		
接地線			音量調整		
電源スイッチ			スケルチ調整		
電源ランプ			統制機能		

無線局月例点検記録簿

無線局管理責任者

点検年月日	年 月 日	天候		点検者氏名	
設備の区分	点 検 の 項 目			点 検 の 結 果	
無線局の 予備装置	電源電圧 V		電源電流 A		
	電源ランプ		点灯 消灯		
	現用装置の切替		自動 手動		
	動作状況		プレストーク		
			送信ランプ		
			変調入力		
			選択機能		
			音量調整		
			スケルチ調整		
			統制機能		
予備電源 装置	電源電圧 V		電源電流 A		
	電源ランプ		点灯 消灯		
	スターター用蓄電池電圧 V比重				
	燃料	1	潤滑油	1	
非常灯	室	室	室	室	
空中線系	送信用		受信用		

4) 胎内市防災行政無線局管理運用細則

平成17年9月1日

訓令第27号

(目的)

第1条 この訓令は、胎内市防災行政無線局管理運用規程（平成17年訓令第26号）第14条の規定に基づき、胎内市防災行政無線設備の管理運用を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(無線通信)

第2条 無線通信を行うときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出符号又は呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第3条 無線局は、免許状に記載された目的以外に運用してはならない。ただし、非常通信については、この限りでない。

(混信等の防止)

第4条 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、非常通信等については、この限りでない。

(呼出し)

第5条 呼出しは、次の事項（以下「呼出事項」という。）を順次送信して行う。

- (1) 相手局の呼出名称 3回以下
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回以下

(呼出しの反復)

第6条 呼出しに対して応答がないため呼出しを反復するときは、少なくとも3分の間隔を置いて行う。

(一括呼出し)

第7条 通信の相手方である無線局を、一括して呼び出そうとするときは、次の事項を順次送信して行う。

- (1) 胎内市各局 3回以下
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回以下
- (4) どうぞ 1回

(特定局あて一括呼出し)

第8条 2以上の特定の無線局を一括して呼び出そうとするときは、次の事項を順次送信して行う。

- (1) 相手局の呼出名称 それぞれ2回以下
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回以下
- (4) どうぞ 1回

(応答)

第9条 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。

2 呼出しに対する応答は、次の事項（以下「応答事項」という。）を順次送信して行う。

- (1) 相手局の呼出名称 3回以下
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 1回
- (4) どうぞ 1回

(一括呼出しの応答順位)

第10条 一括呼出しに対する各無線局の応答順位は、免許状に記載された呼出名称の番号順に従って応答する。

(不確実な呼出しに対する応答)

第11条 自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反覆され、かつ自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

(呼出局が不明のときの応答)

第 12 条 自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不明であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。

(通報の送信)

第 13 条 呼出しに対し応答を受けたときは、直ちに通報の送信を開始するものとする。

(通報の受信)

第 14 条 通報を受信した無線局は、次の事項を折り返し順次送信して行う。

(1) 解信の場合

ア 自局の呼出名称 1 回

イ 了解 1 回

(2) 不明箇所の再送を求める場合

ア 自局の呼出名称 1 回

イ 不明（不明箇所を示す） 1 回

ウ どうぞ 1 回

(通報の終了)

第 15 条 通報の送信を終了するときは、呼出しを行った無線局は、通報に続いて次の事項を順次送信して行う。

(1) 以上 1 回

(2) 自局の呼出名称 1 回

(非常通信)

第 16 条 非常通信は、人命の救助、災害の救援等のために行う、重要かつ緊急な通信であり、この通信は無線局の自主的な判断に基づいて行うことができる。連絡を設定するための呼出し又は応答は、呼出事項又は応答事項に先立ち「非常」を 3 回送信して行うものとする。

(その他)

第 17 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

3 災害別危険箇所

1) 重要水防危険箇所

水系番号	水系名	河川名	地 区	現 況 (評定基準)	重要度			予想される危険	対策 水防工法
					重点区間	A	B		
15	胎内川	胎内川	荒井浜 高畑	堤防高		右1,000 左2,000	右1,000	越水(水があふれる) 欠壊(一部流出)	すてブロック工 木流し工 シート張り工
		〃	鴻ノ巣 西条町	水衝洗掘 (深掘れ)			右 700 左 700	欠 壊 (一部流出)	
		〃	追分 下赤谷	堤防高			左2,400	越水(水があふれる) 欠壊(一部流出)	
		〃	下 館	堤防高			右 200	越水(水があふれる) 欠壊(一部流出)	すてブロック工 木流し工
		〃	鼓 岡	堤防断面			左 900	欠 壊 (一部流出)	
16	落堀川	舟戸川	船 戸	堤防高			右4,500 左4,500	越水(水があふれる) 欠壊(一部流出)	積み土のう工 木流し工 シート張り工
		〃	半 山 羽 黒	堤防断面			右1,900 左1,900	越水(水があふれる) 欠壊(一部流出)	
		堀 川	弥彦岡	法崩れ(堤防 斜面の崩れ) すべり			右2,300 左2,300	越水(水があふれる)	積み土のう工
		中条川	新栄町 東本町	堤防高	右 200 左 200	右 900 左 900	右1,100 左1,100	越水(水があふれる) 欠壊(一部流出)	積み土のう工 木流し工
		柴橋川	上城塚 西本町	堤防高			右3,900 左3,900	越水(水があふれる) 欠壊(一部流出)	
		〃	東本町	堤防高		右 400 左 400		越水(水があふれる) 欠壊(一部流出)	
		見透川	北成田 (相馬)	堤防高			右2,900 左2,900	越水(水があふれる)	積み土のう工
33	荒 川	乙大日川	桃崎浜 富岡	堤防高			右5,700 左5,700	越水(水があふれる) 欠壊(一部流出)	積み土のう工 木流し工 シート張り工
		菅田川	菅 田	堤防高			右1,250 左1,250	越水(水があふれる) 欠壊(一部流出)	
		木芽川	乙	堤防高			右1,440 左1,440	越水(水があふれる) 欠壊(一部流出)	積み土のう工 木流し工
		烏 川	近江新 塩 沢	堤防高			右1,300 左1,300	越水(水があふれる) 欠壊(一部流出)	

○水防評定基準

区 分 種 別	重 要 度			要 注 意 区 間
	重点区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	A区間で、特に水防時に重点的に巡視すべき区間	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面		現況の堤防断面あるいは天端（上端、上面）幅が、計画堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端（上端、上面）幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端（上端、上面）幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ（堤防斜面の崩れ） す べ り		法崩れ（堤防斜面の崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ（堤防斜面の崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ（堤防斜面の崩れ）又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ（堤防斜面の崩れ）又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水		漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤（堤防の決壊）跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘 (深 掘 れ)		水衝部にある堤防の前面の川床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の川床が深掘れにならない程度に洗掘（深掘れ）されているが、その程度が未施工の箇所。	
工 作 物		河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工				出水（増水）期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤 (堤 防 の 決 壊) 跡 ・ 旧 川 跡				新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤（堤防の決壊）跡又は旧川跡の箇所。
陸 開				陸開が設置されている箇所。

2) 海岸関係

(対策水防工法：ブロック投入工)

海岸名	海岸	現 況	評 定 基 準	予想される危険			予想される危険
				A	B	C	
笹 口 浜	海 岸	護岸不完全	水 衝 箇 所		940		洗掘（深掘れ） 欠壊（一部流出）
桃 崎 浜	〃	〃	〃		100	510	〃
荒 井 浜	〃	水防上注意	〃			670	〃
中 村 浜	〃	〃	〃			700	〃
村 松 浜	〃	〃	〃			700	〃

○海岸評定基準

種別 \ 区分	水防上最も重要な区間 A	次 に 重 要 な 区 間 B	要 注 意 区 間
堤 防 高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している地区	堤防高は計画堤防高であるが背後地に人家が多く特に注意を要する区域	堤防高は計画堤防高であるが注意を要する区域
漏 水 箇 所	堤防より漏水の実績があるものまたはその恐れが十分あるもの	従来漏水の実績があり、これに対して措置が講じられた実績があるもの	漏水、法崩等の不安が考えられる箇所
水 衝 箇 所	護岸が破損しているもの又は破損の実績があるもの	護岸が不完全と考えられるもの	護岸が完全と考えられるが注意を要する区域
洗 掘 （ 深 掘 れ ）	堤脚又は護岸の根固が洗掘（深掘れ）しているもの 消波等が破損して危険が予想される場合	堤脚前面が洗掘（深掘れ）の危険がある場合	汀線が安定して洗掘（深掘れ）の恐れがないと考えられるが注意を要する区域
堤 体 の 強 度	施工してから年数がたち全体的に破損し又過去に大きな破損の実績があるもの	施工してから年数がたち堤体に破損があるもの、またはその恐れが十分あるもの	近年施工したものであるが注意を要する区域

3) 土石流危険溪流

番号	箇所名	No.	旧市町村名	字 名
1	松沢北沢	310- I -004	中条町	羽黒宮下
2	松沢川	310- I -005	中条町	羽黒宮下
3	羽黒大沢	310- I -006	中条町	羽黒宮下
4	半山川	310- I -007	中条町	半山沢田
5	東沢川	310- I -008	中条町	飯角竹の花
6	飯角川	310- I -009	中条町	飯角竹の花
7	清水沢	310- I -010	中条町	関沢
8	市の沢川	310- I -011	中条町	関沢
9	北関沢小沢	310- I -012	中条町	関沢
10	南関沢小沢	310- I -013	中条町	関沢
11	関沢川	310- I -014	中条町	関沢
12	高坂沢川	310- I -015	中条町	星ノ宮
13	養老沢	310- I -001	中条町	仁谷野
14	金堀沢	310- I -002	中条町	仁谷野
15	金堀西沢	310- I -003	中条町	仁谷野
16	松沢北沢	310- I -004	中条町	羽黒
17	松沢川	310- I -005	中条町	羽黒
18	蔵王川	311- I -001	黒川村	蔵王内山
19	金峯沢	311- I -002	黒川村	蔵王
20	塩谷沢	311- I -003	黒川村	塩谷
21	塩沢	311- II -001	黒川村	蔵王
22	戸ノ裏川	311- II -002	黒川村	下館
23	須巻川	I -311- I -02	黒川村	須巻
24	下荒沢	I -311- I -03	黒川村	下荒沢
25	大長谷川	I -311- I -007	黒川村	小長谷
26	西山川	I -311- I -008	黒川村	鍬江
27	下鍬江沢	I -311- I -009	黒川村	鍬江沢
28	坪穴沢西沢	I -311- I -10	黒川村	坪穴
29	ムジナ沢	I -311- I -11	黒川村	坪穴
30	下赤谷沢	I -311- I -19	黒川村	下赤谷
31	内砥沢	I -311- I -20	黒川村	下赤谷
32	南俣ノ沢	I -311- II -02	黒川村	須巻

番号	箇所名	No.	旧市町村名	字名
33	須巻	I-311-II-03	黒川村	須巻
34	釜塗川	I-311-II-04	黒川村	須巻
35	千刈川	I-311-II-05	黒川村	坪穴
36	坪穴沢	I-311-II-06	黒川村	坪穴
37	下赤谷	I-311-II-10	黒川村	下赤谷
38	松沢川	310-I-005	中条町	羽黒宮下
39	羽黒大沢	310-I-006	中条町	羽黒宮下
40	半山川	310-I-007	中条町	半山沢田
41	東沢川	310-I-008	中条町	飯角竹の花
42	飯角川	310-I-009	中条町	飯角竹の花
43	坪穴沢西沢	I-311-I-10	黒川村	坪穴
44	ムジナ沢	I-311-I-11	黒川村	坪穴
45	夏井沢	I-311-I-12	黒川村	夏井
46	沢ノ入り沢	I-311-I-13	黒川村	夏井
47	水上沢	I-311-I-15	黒川村	鼓沢
48	久保川	I-311-I-16	黒川村	鼓沢
49	板入り沢	I-311-I-17	黒川村	鼓沢
50	姫沢	I-311-I-18	黒川村	鼓沢
51	下赤谷沢	I-311-I-19	黒川村	下赤谷
52	内砥沢	I-311-I-20	黒川村	下赤谷
53	元納沢川	I-311-I-21	黒川村	坂井
54	沢ノ入り沢	I-311-I-22	黒川村	谷地
55	南俣ノ沢	I-311-II-02	黒川村	須巻
56	千刈川	I-311-II-05	黒川村	坪穴
57	坪穴沢	I-311-II-06	黒川村	坪穴
58	坪穴沢東沢	I-311-II-07	黒川村	坪穴
59	鼓岡	I-311-II-09	黒川村	鼓岡
60	小沢川	I-311-II-11	黒川村	坂井
61	谷地川	I-311-II-12	黒川村	谷地
62	須巻川	I-311-I-01	黒川村	須巻
63	下荒沢	I-311-I-03	黒川村	下荒沢
64	大長谷沢	I-311-I-04	黒川村	大長谷
65	大長谷沢北沢	I-311-I-05	黒川村	大長谷

番号	箇所名	No.	旧市町村名	字 名
66	谷川	I -311- I -06	黒川村	小長谷
67	大長谷川	I -311- I -07	黒川村	小長谷
68	西山川	I -311- I -08	黒川村	鍬江
69	下鍬江沢	I -311- I -09	黒川村	鍬江沢
70	持倉	I -311- II -01	黒川村	持倉
71	黒俣川	I -311- I -01	黒川村	黒俣
72	沢ノ入り沢	I -311- I -13	黒川村	夏井
73	野沢沢	I -311- I -14	黒川村	川合
74	持倉	I -311- II -01	黒川村	持倉
75	上野沢川	I -311- II -08	黒川村	川合
76	松沢北沢	310- I -004	中条町	羽黒宮下
77	松沢川	310- I -005	中条町	羽黒宮下
78	羽黒大沢	310- I -006	中条町	羽黒宮下

4) 急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所名	No.	旧市町村名	字 名
1	半山	I -310, 002	中条町	半山山岸
2	関沢	I -310, 003	中条町	関沢清水沢
3	坂の外 2	I -311, 005	黒川村	須巻坂の外
4	坪頭	I -311, 009	黒川村	下館坪頭
5	坂の外 1	I -311, 004	黒川村	須巻坂の外
6	屋敷添	I -311, 005	黒川村	夏井屋敷添
7	南俣	I -311, 006	黒川村	坂井南俣
8	前坪	I -311, 007	黒川村	坂井前坪
9	先納沢	I -311, 008	黒川村	坂井先納沢
10	鼓岡 1	I -311, 010	黒川村	鼓岡
11	沢の入	II -311, 002	黒川村	坪穴
12	鼓岡 2	II -311, 003	黒川村	鼓岡
13	宮久	II -311, 004	黒川村	宮久
14	筒田	I -311, 001	黒川村	鍬江筒田
15	貝沢	I -311, 001	黒川村	大長谷貝沢
16	不動林	I -311, 002	黒川村	鍬江
17	不動林 1	I -311, 002	黒川村	下荒沢不動林

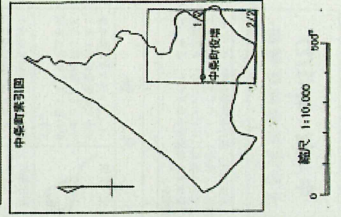
番号	箇所名	No.	旧市町村名	字名
18	小持倉	I -311, 003	黒川村	持倉子持倉
19	不動林 2	I -311, 008	黒川村	下荒沢不動林
20	山崎	II -311, 001	黒川村	大長谷山崎
21	小持倉	I -311, 003	黒川村	持倉子持倉
22	持倉	I -311, 004	黒川村	持倉サギヤマ
23	夏井	I -311, 011	黒川村	夏井

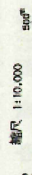
中 条 町 (1/2)
土砂災害危険区域図

この図例は、県庁の調査資料に基づいて作成したもので、図中に記載されている危険箇所は、必ずしも、災害が発生する可能性があるもので、注意が必要である。

凡 例	
土石流	土、石、砂などが急峻な斜面などの多量の水とまじりあって、津波のように流れ出てくるのが土石流です。
谷崩れ	雨により谷中にしみ込んだ水分が土の保水力を失い、急な斜面が突然崩れ落ちるのが谷崩れです。
山崩れ	雨による地表面地下水の浸透や、土壌などの砂層とある山崩れが、土砂が崩れ落ちるのを山崩れです。
地すべり	粘土などのすべりやすい層に地下水が作用し、土砂の斜面がすべり落ちるのを地すべりです。

種別	記号	説明	備考
土石流	①	土石流	土石流
谷崩れ	②	谷崩れ	谷崩れ
山崩れ	③	山崩れ	山崩れ
地すべり	④	地すべり	地すべり
崖崩れ	⑤	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	⑥	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	⑦	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	⑧	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	⑨	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	⑩	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	⑪	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	⑫	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	⑬	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	⑭	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	⑮	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	⑯	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	⑰	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	⑱	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	⑲	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	⑳	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㉑	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㉒	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㉓	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㉔	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㉕	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㉖	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㉗	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㉘	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㉙	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㉚	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㉛	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㉜	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㉝	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㉞	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㉟	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㊱	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㊲	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㊳	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㊴	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㊵	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㊶	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㊷	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㊸	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㊹	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㊺	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㊻	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㊼	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㊽	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㊾	崖崩れ	崖崩れ
崖崩れ	㊿	崖崩れ	崖崩れ





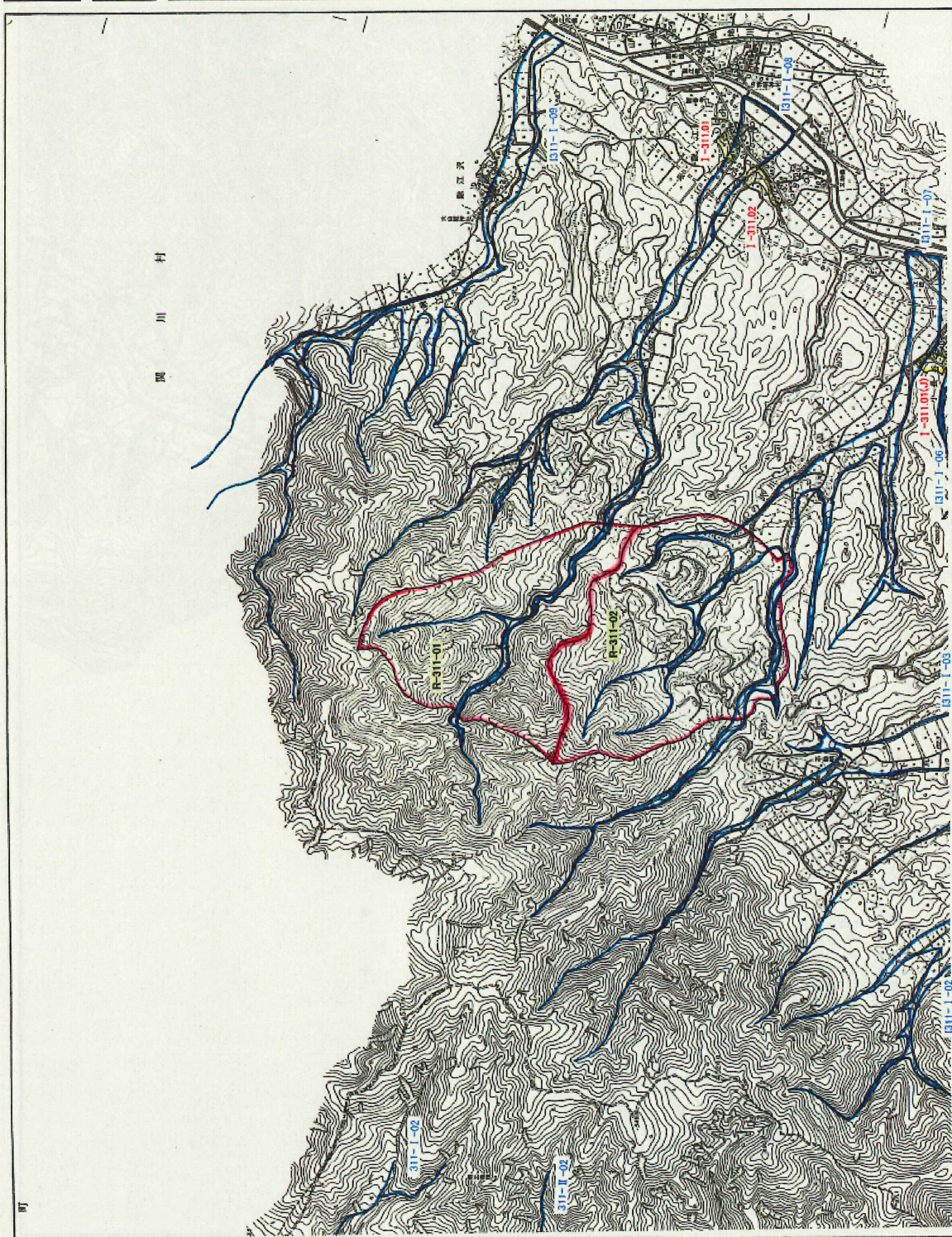
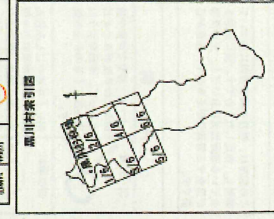


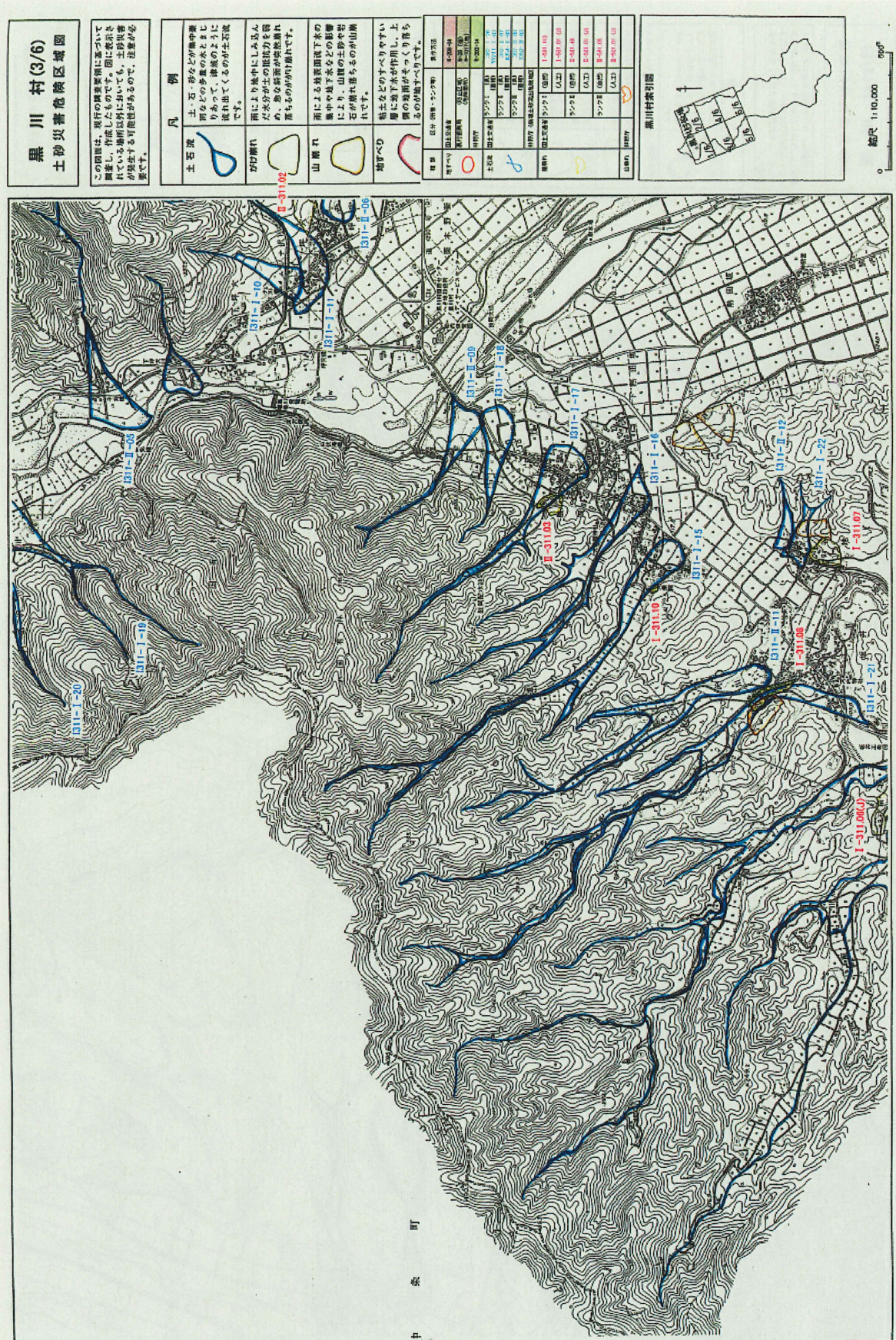
黒川村(2/6)
土砂災害危険区域図

この図面は、国土地院の調査結果に基づいて作成し、作成したものです。他に委託を受けている調査員以外においても、土砂災害が発生する可能性のあるので、注意が必要です。

凡 例	
土石流	土・石・砂などが集中して、斜面の上部から下部に向かって、一気に流れ落ちる現象です。
がけ崩れ	雨により地中にしみ込んだ水が土の抵抗力を弱め、急な斜面が崩壊し、土が落ちてくる現象です。
山崩れ	雨による浸透圧低下水の集中や地下水などの影響により、山腹の土砂や岩石が崩れ落ちる現象です。
陥没地	地盤のゆるみや、地中の空洞などにより、地面が陥没する現象です。

種別	危険区域	危険区域の範囲	危険区域の範囲
土石流	危険区域	危険区域	危険区域
がけ崩れ	危険区域	危険区域	危険区域
山崩れ	危険区域	危険区域	危険区域
陥没地	危険区域	危険区域	危険区域





黒川村(4/6) 国野区阪倉災害砂土

この図面は、現行の調査要領に基づいて調査し、作成したものです。図に表された場所以外においても、土砂災害が発生する可能性があるので、注意が必要です。

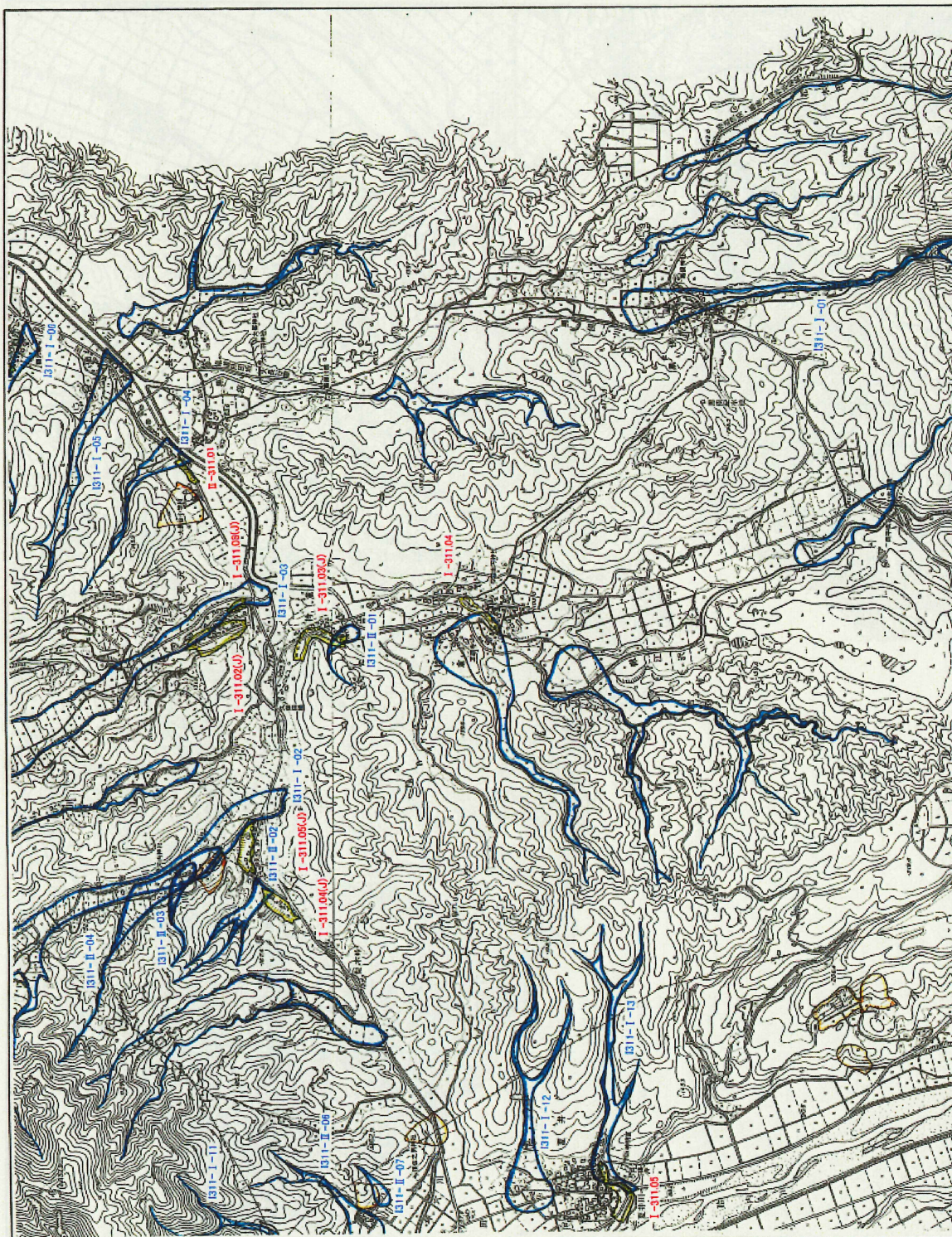
凡 例	
土 石 瓦	土・石・砂などは集積物 用いた。砂などは水とど りあつて、堆積の土と は混ざりてくるもの土と区 別しています。
	雨より流れてしみこん だ方がその山の頂が奥 なり、ある斜面が高低は 異なるものが多いです。
切り崩れ	
	
山崩れ	雨による地面浸透下水の 作用による。山の砂・砂 石が崩れ落ちるものが山崩 れ。
	
崩すべり	粘土などの土質の斜面は 下に下りた方が滑りやす い。崩すべりとは、斜面 側の地面が土より重く 崩れはたすべりです。
	

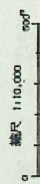
[illegible]

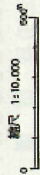
黒川村索引図



縮尺 1:10,000







積雪による災害危険区域図

青線内：災害危険区



4 消防・水防関係等

1) 胎内消防署消防自動車等配置状況

令和3年4月1日現在

車種別 所属別		計	消 防 自 動 車 等											そ の 他			
			計	普通ポンプ車	水槽付消防車	梯子車	化学車	大型化学車	高所放水車	原液搬送車	救助工作車	救急車	指令車	計	小型動力ポンプ	資機材搬送車	広報・査察・連絡車
胎内消防署	小 計	11	9	2	1		1		1		1	2	1	2	1		1
	胎内消防署	9	7	2			1		1		1	1	1	2	1		1
	黒川出張所	2	2		1							1					

(資料：胎内消防署)

2) 防災体制

項目 年	消火栓 設置数	防火水槽設置数		消 防 団			小型ポンプ 積載車	小型動力 ポンプ	指令車
		100m ³ 以上	100m ³ 以下	団数	分団数	団員数			
R3.4月	775	2	238	1	18	632	50	67	1

(資料：市役所総務課)

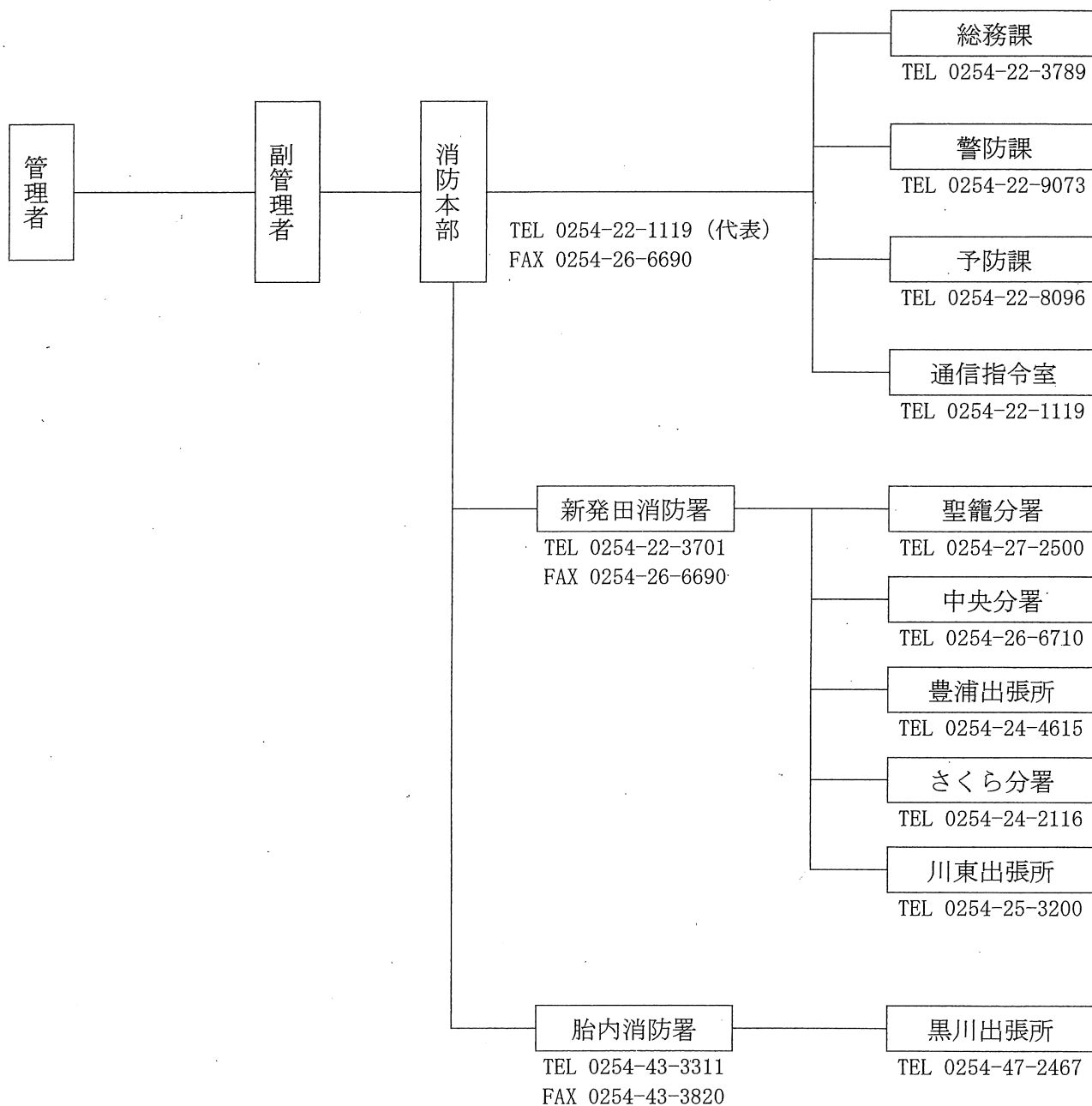
3) 危険物製造所等施設数

令和3年3月31日現在

製造所 市 町	計	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所					
			小 計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小 計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
胎内市	417	9	331	42	186	3	36	2	47	15	77	22				55

(資料：胎内消防署)

4) 新発田地域広域消防機構図



5) 新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航に関して、必要な事項を定めるものとする。

(航空法第81条の2の適用)

第2 航空法第81条の2（捜索又は救助のための特例）の適用を受けることができる航行は、この要領に定める緊急運航のみとする。

(他の規程との関係)

第3 緊急運航については、要綱及び新潟県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 ヘリコプター保有期間との相互応援に係る緊急運航については、第5から第7まで及び第8第2号、第3号の規定は、当該協定の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第4 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から4号までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。（緊急に行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合。）
- (3) 非代替性 消防防災ヘリ以外に適切な手段がないこと。（既存の資器材、人員では十分な活動が期待できない、または活動できない場合。）

(緊急運航の基準)

第5 緊急運航は、前条の要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

イ 離島、山間地等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

ロ 離島、山間地等の交通遠隔地において、緊急医療を行うために、医師、器材等を搬送する必要があると認められる場合

ハ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

イ 水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

ロ 中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合。

ハ 洪水、山崩れ等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場

合

二 航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

ホ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

イ 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

ロ 大規模火災等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあると認められ、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ハ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

二 その他、特に消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 火災応急対策活動

イ 地震、台風、洪水等の自然災害、又は航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ロ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

ハ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

二 その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合
(緊急運航の要請)

第6 緊急運航の要請は、協定に基づき、災害が発生した市町村及び消防事務に関する一部事務組合の消防長（消防本部を置かない町村においては、当該町村長。以下「消防長等」という。）が運航管理責任者に行うものとする。

2 前項の要請は、新潟県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に対して電話にて速報後、消防防災航空隊出場要請書（様式第1号）によりファクシミリを用いて行うものとする。

3 消防長等は、第5の緊急運航の基準に該当しそうな事例が発生した場合は、要請の要否にかかわらず、速やかに航空隊に対して連絡するよう努めるものとする。

(緊急運航の決定)

第7 運航管理責任者は、第6に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出場の可否を決定し、隊長に必要な指示をするとともに、消防長等にその旨回答しなければならない。

2 隊長は第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

3 運航管理責任者は第1項の結果を、速やかに総括管理者に報告しなければならない。

(受入れ体制)

第8 緊急運航を要請した消防長等は、航空隊と緊密な連絡を図るとともに、原則として次の体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所の確保及び病院等への搬送の手配
- (3) 空中消火用資機材及び空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告等)

第9 隊長は、緊急運行中に把握した災害の状況を、災害等速報（様式第2号）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した消防長等は、災害等が収束した場合、その結果を要請した消防長等が定める様式（活動概要報告書等）により速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

6)

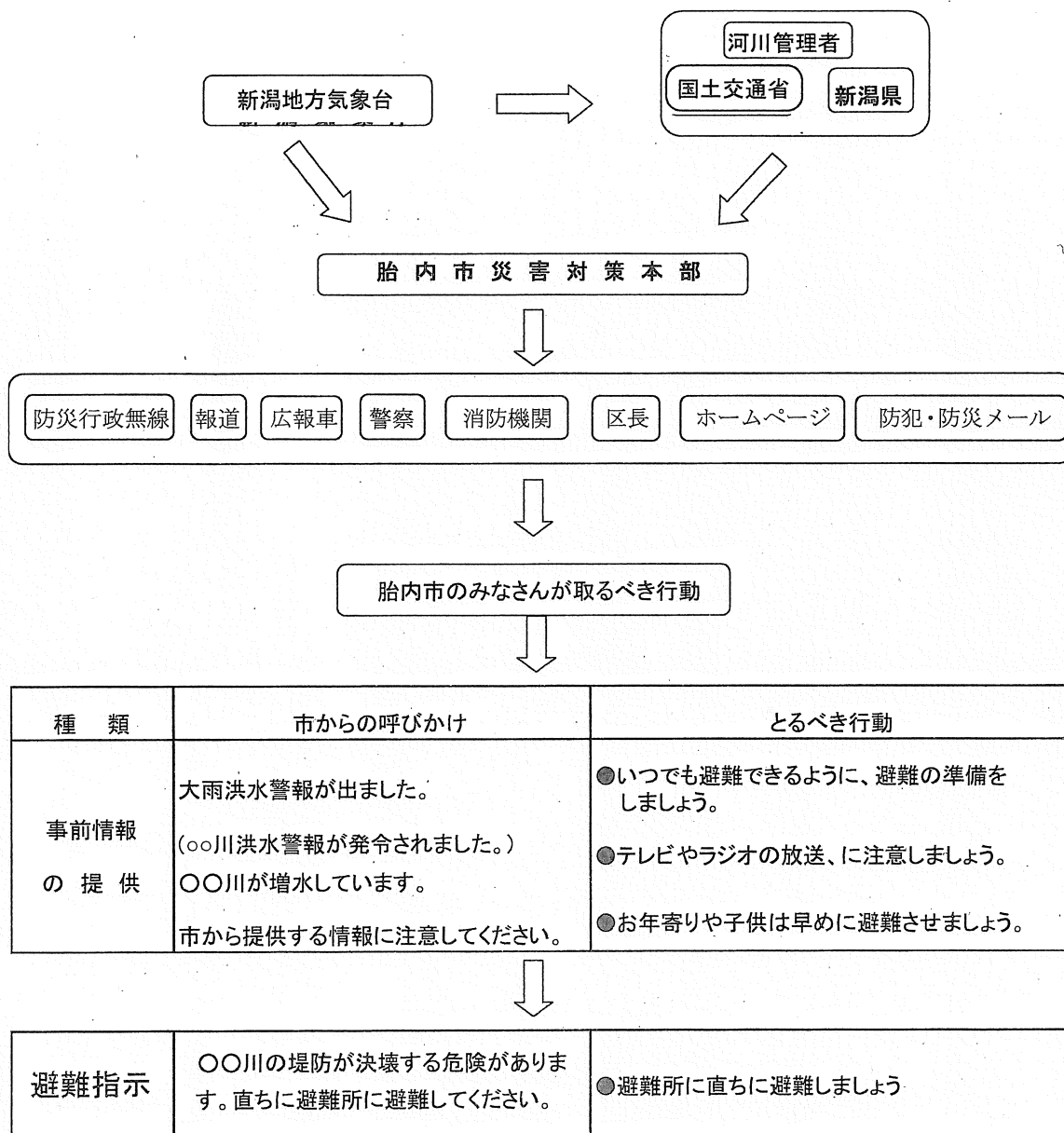
○緊急通行車両確認申請書

平成 年 月 日			
緊 急 通 行 車 両 確 認 申 請 書			
新潟県公安委員会 殿			
申請者住所 (電 話) 氏 名 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考			

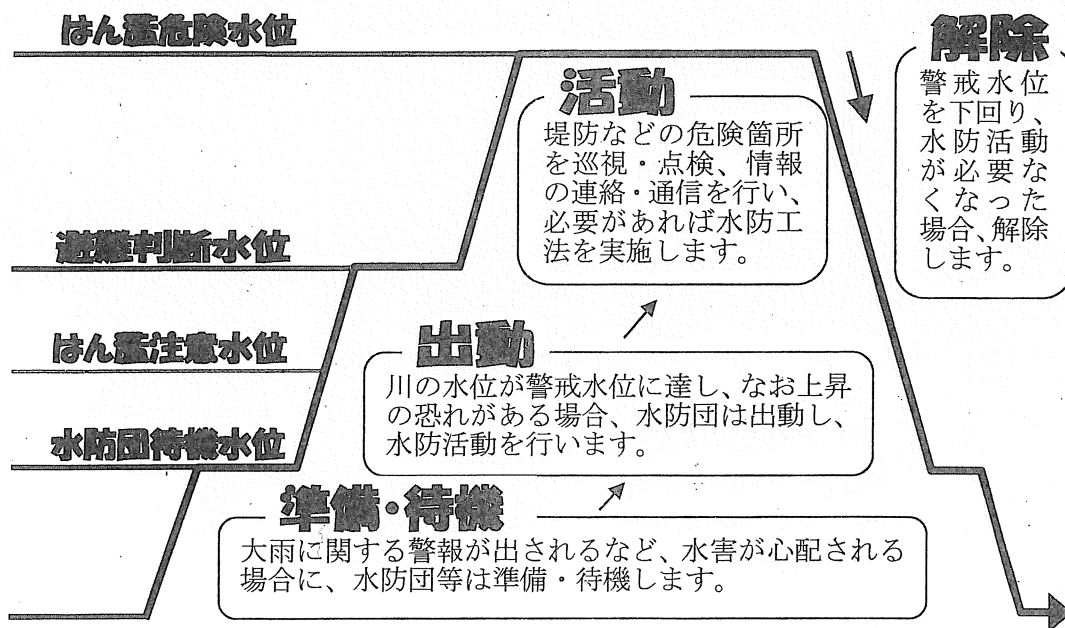
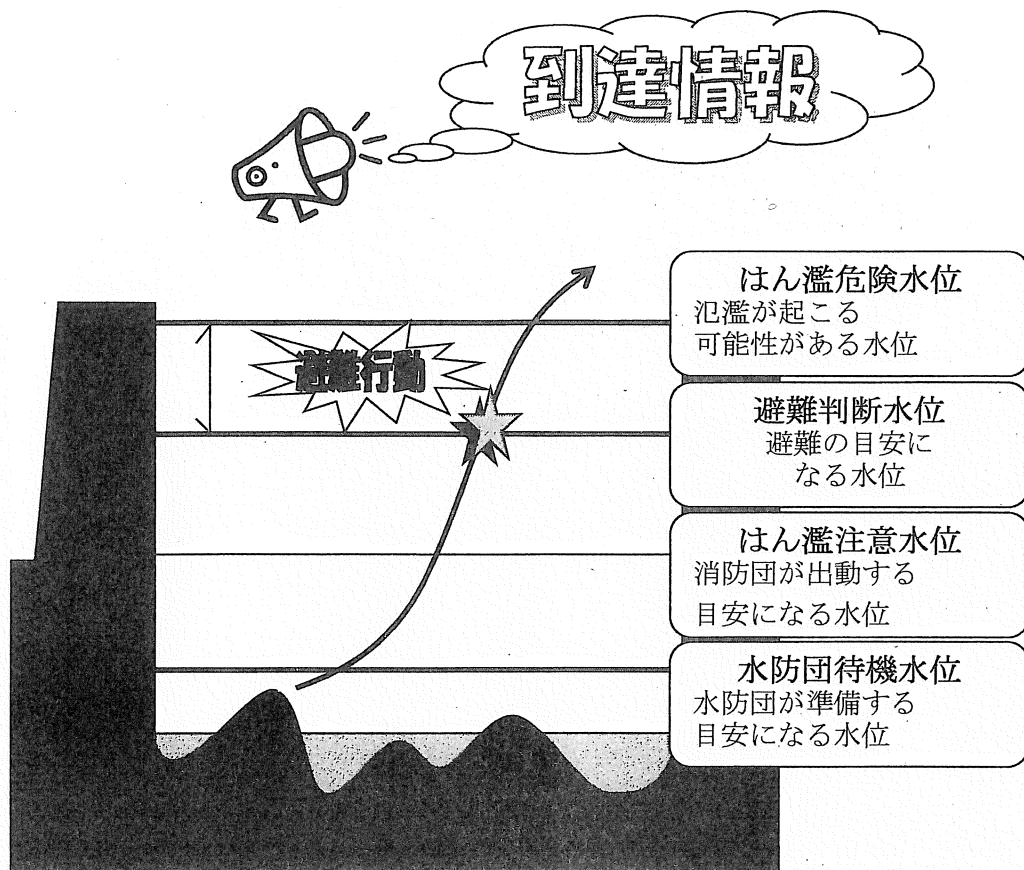
○緊急通行車両等事前届出関係様式

地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 年 月 日 印		地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 公安委員会 印	第 号
番号標に表示されて いる 番 号 車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあつ ては、輸送人員又は 品名）		(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済書を 最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して 所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅 失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察 本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してくださ い。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくな ったとき。	
使用 者	住 所 () 局 番		
氏 名			
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を疎名する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置 を管轄する警察本部に提出してください。			

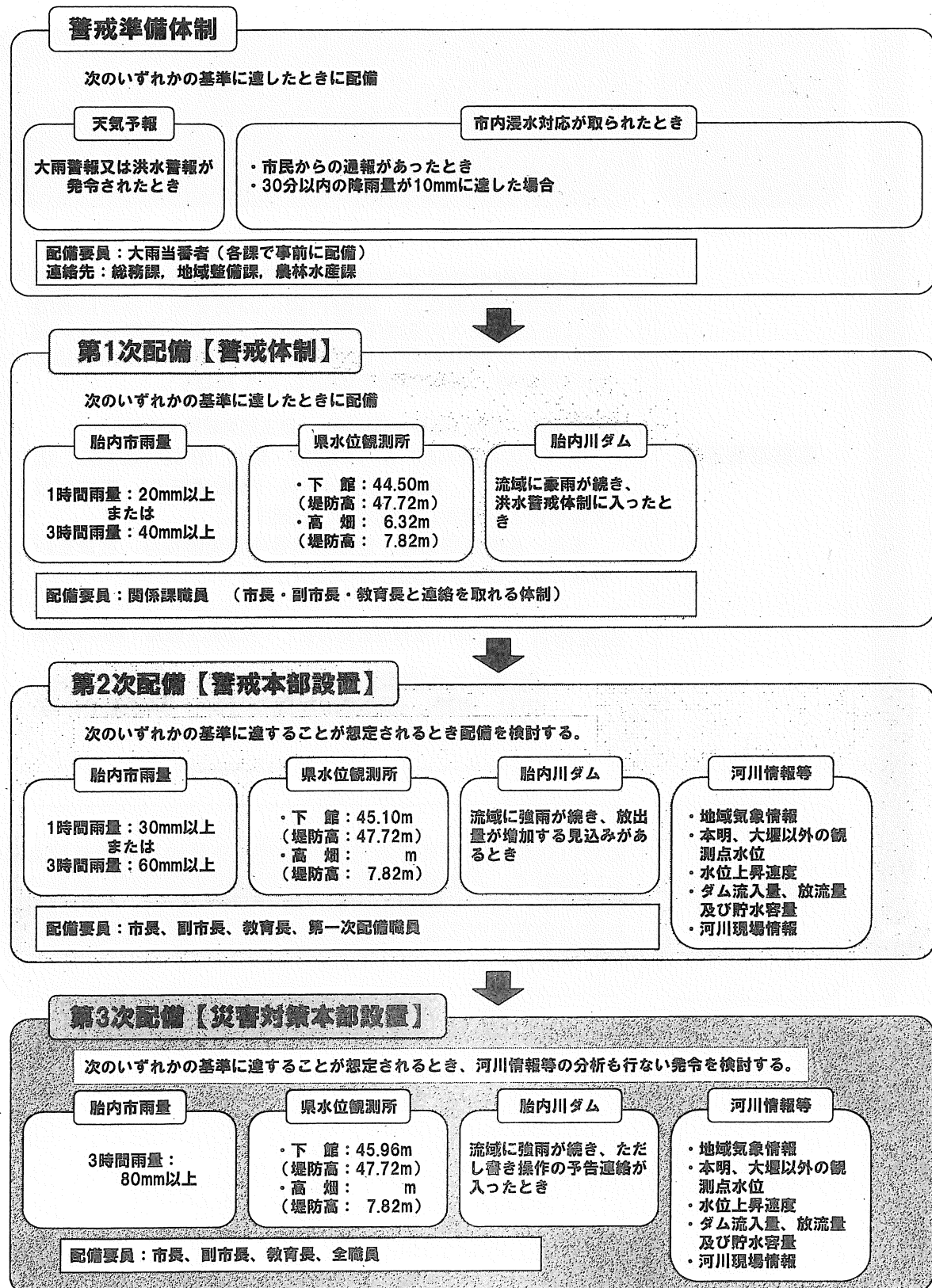
7) 情報の伝達方法

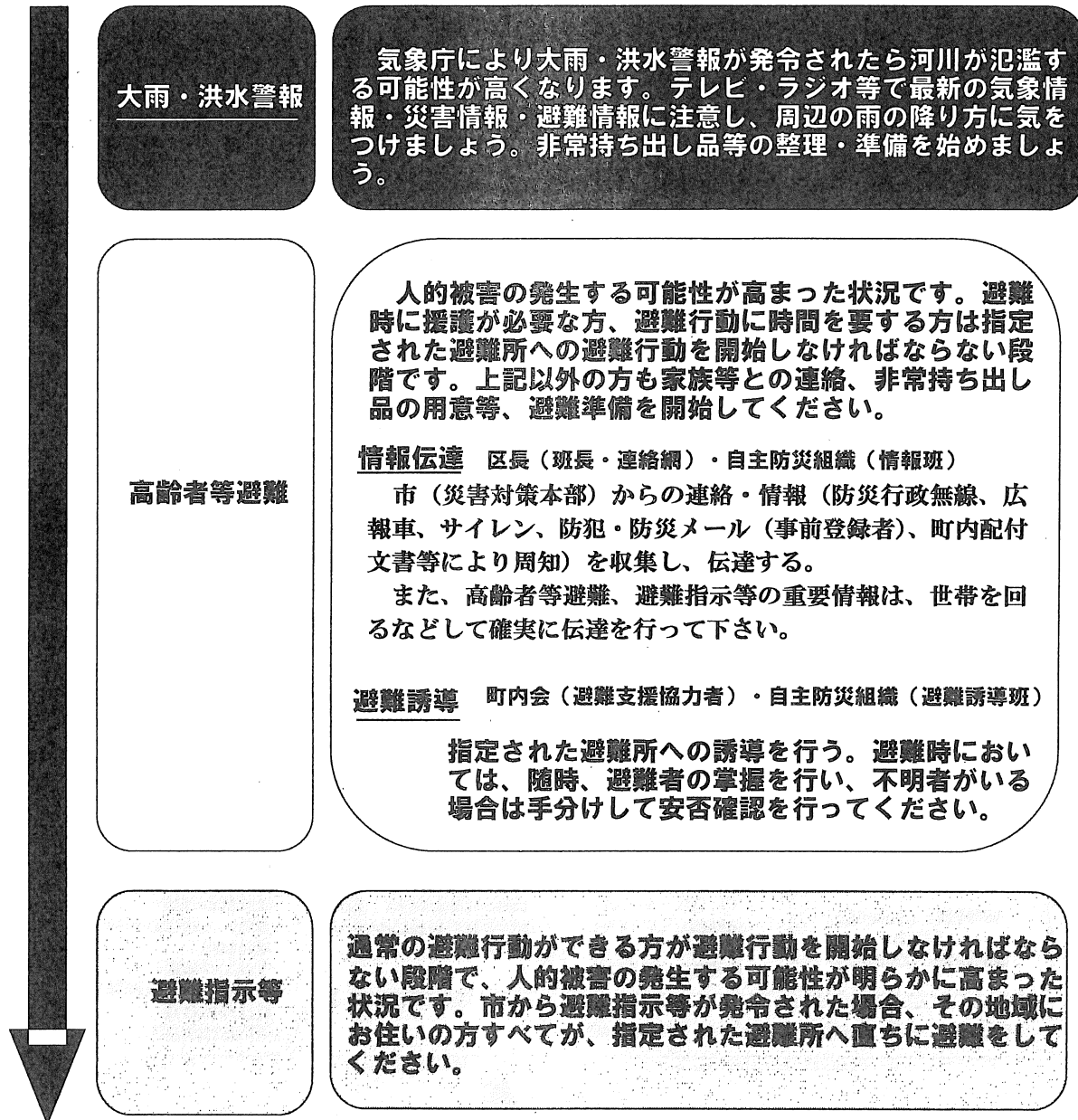


※気象情報や河川等の水位に注意し、危険を感じたら早めに安全な場所に避難しましょう。



8) 水防体制について





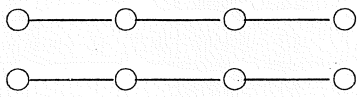
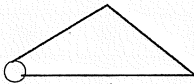
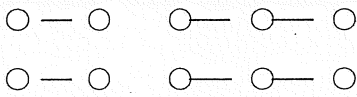
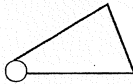
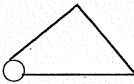
9) 水防計画一部抜粋

(1) 水防信号

水防信号は、新潟県水防標識等に関する規則（昭和24年8月23日規則第54号）の規定に基づき別表により行うものとする。

別 表

水 防 信 号

種 別	余いん防止付サイレン信号
 出動信号 (4 点)	  (2秒鳴らす) (15秒鳴らす) (3秒休む)
 応援信号 (2点と3点の班打)	   (2秒鳴らす)(2秒鳴らす) (15秒鳴らす) (3秒休む) (3秒休む)

(2) 水防倉庫並びに備蓄資材

所在地	倉 庫 名 称	資 器 材 名													
		麻	な	杭	鉄	シ	ス	ロ	ハ	ベ	カ	か	の	ナ	ツ
		袋	わ	類	線	ト	プ	ブ	マ	ン	鎌	タ	け	ぎ	ル
胎内市 現業棟	器材庫	枚 2,700	kg 30	本 100	kg 100	枚 12	丁 50	kg 30	丁 5	丁 5	丁 5・2	丁 5	丁 5	丁 20	丁 10
栗木野 新 田	水防倉庫	枚 2,200	kg 20	本	kg	枚	丁 10	kg	丁 1	丁 1	丁 5・2	丁 5	丁 5	丁	丁 5

(3) 水防資材の調達

業 者 名	所 在 地	電 話	資 材 区 分
(株) 井 上 材 木 店	本郷町	43-2151	杭、丸太、板類
(有) 小 俣 木 材	新栄町	43-3126	〃
佐 藤 建 材	西本町	43-2231	〃
西 村 建 設 (株)	下高田	45-3107	〃
丸 橋 建 設 (株)	築 地	45-2428	〃
新発田・北蒲砂利共同組合	本郷町	43-5725	碎石、砂、砂利、栗石、土砂
胎内市農業協同組合	本郷町	45-2430	麻袋・縄類
(株) 大 久 保 商 店	関 沢	43-5611	スコップ、ロープ、釘、針金ハンマー等
(株) お く む ら 商 店	東本町	43-2067	〃
(株) 野 澤 建 材	並 槻	43-3477	碎石、砂 (ストックエリア)
福 田 石 材 店	高野茨島	43-4093	〃
小 谷 商 店 (株)	黒 川	47-2811	縄、番線、スコップ、その他
(株) 大 平 組	塩 沢	47-2620	麻袋、大型土のう、砂、砂利、土砂

(4) 注意水防区域

	河川名	地 区	被 害 予 想	対 策
1	乙大日川	乙地内	越水(水があふれる)(低地) 住宅等・田、畑	積み土のう
2	乙大日川	大出地内	越水(水があふれる)(低地) 道路・住宅等	積み土のう
3	新堀川	赤塚地内	越水(水があふれる)(低地) 住宅等・田、畑	積み土のう
4	堀川	宮瀬地内	越 水(水があふれる) 道路・住宅等	積み土のう・交通規制
5		若松町地内	内 水 道路・住宅等	積み土のう・交通規制
6		柴橋地内	内 水 道路・住宅等	積み土のう
7	用水	近江新	越 水(水があふれる) 道路・住宅等	積み土のう
8		黒川地内	内 水 道路・住宅等	積み土のう
9		下赤谷	内 水 道路	積み土のう
10		栗木野新田	内 水 住宅等・田、畑	積み土のう
11	鍬江沢川	小長谷	越 水(水があふれる) 住宅等・田、畑	積み土のう
12				

(5) 水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に別紙様式により、水防本部長に報告しなければならない。

(6) 市所有土木機械、関係車輛

機 械 名	台 数	所 管 課
グレーダー	1台	本庁
タイヤドーザー	1台	〃
2トンダンプ	2台	〃
三菱パジェロ(ジープ)	3台	〃
バス(29名乗り)	3台	〃
除雪グレーダ	1台	支所
除雪タイヤドーザ	8台(内1台バケットあり)	〃
ユンボ(E X120)	1台	〃
ダンプ(11t)	1台	〃
三菱パジェロ(ジープ)	2台	〃
トヨタハイエース	1台	〃

水 防 活 動 実 施 報 告 書

平成 年 月 日

作成責任者 ⑩

出 水 の 概 況	川 警戒水位(はん 濫注意水位) m 雨 量 mm								
出 防 実施箇所	川 ○○市側 地先 m								
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出 動	消防団員			その他			合計		
人 員	人			人			人		
水防作業 の 概 況 及び工法	箇所 工法 m								
水 防 の 結 果	効果	堤 防	田	畑	家	鉄 道	道 路	入 口	そ の 他
	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使 用 資 器 材	麻 袋				居住者の				
	な わ				出動状況				
	杭				水防関係				
	鉄 線				者の死傷				
	そ の 他				雨量水位 の 状 況				
水防活動に関する 反 省 事 項									
備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

河川名	二級河川 胎内川
警戒レベル	1

通知	内容	種類	号数
	水位情報周知	下館	0 第 号
○	水位情報提供	下館 準備	0 第 1 号

平成 18 年 5 月 11 日 10 時 10 分 発表
新発田地域振興局地域整備部長通知

No.	内容	基準水位(流量)観測所			下館 観測所			観測所			
		堤防天端(上端、上面)(流量)			46.52			m			
		危険水位(流量)			45.96			m			
		特別警戒水位(避難判断水位)(流量)			45.10			m			
		警戒水位(はん濫注意水位)(流量)			44.50			m			
		通報水位(流量)			43.90			m			
①	雨量情報	累計雨量	[]	観測所では、 日 時 0 分現在で mmに達しました。							
		時間雨量	[胎内川ダム]	観測所では、 11 日 9 時～ 10 時の1時間で、 29 mmを観測しました。							
		現在は、強い雨が降り続いています。									
②	水位情報	現在の水位(流量)	[]	0 日 0 時 0 分現在で m (m³/s) に達し、 観測所では、 を越え、 堤防天端(上端、上面)まであと mです。							
			現在は、 水位変動量は1時間あたり m程度です。								
			[下館]	11 日 10 時 0 分現在で 43.76 m (m³/s) を越え、 観測所では、 を越え、 堤防天端(上端、上面)まであと 2.76 mです。							
			現在は、上昇中です。 水位変動量は1時間あたり m程度です。								
③	水防機関伝達	水防機関は、出動の準備をして下さい。									
4	ダム情報	[] ダムは、 日 時 分に ただし書き操作を開始しました。									
5	堤防等情報	堤防は、一部箇所 で する恐れがあります。 地先名は、次のとおりです。									
6	注意	地先においては、〇〇市より発令される避難勧告等に十分注意して下さい。									
伝達確認	通知先	胎内市									河川管理課
	電話番号	0254-43-6102									025-280-5414
	通報者	窪田									
	通報(受報)時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	

【問い合わせ先】

胎内市 〇〇地内の避難情報：胎内市総務課 0254-43-6102 (直)
河川情報：新発田地域振興局地域整備部治水課 0254-22-5113

【警戒レベル】

レベル	水位	内容
5	堤防天端(上端・上面)	溢水(浸水)が始まり、破堤(堤防の決壊)の恐れが大きい、極めて危険な状況です。 市町村が行う避難指示等に従って下さい。
4	危険水位 (汎濫危険水位)	溢水(浸水)や破堤(堤防の決壊)の恐れがある水位で、非常に危険な状況です。 市町村が行う避難指示等に従って下さい。
3	特別警戒水位 (避難判断水位)	市町村が避難指示等を行う目安の一つとなる水位です。 市町村が行う避難指示等に十分注意してください。
2	警戒水位(汎濫注意水位)	水防団が出動する目安となる水位です。
1	通報水位	各水防機関が水防活動に対して準備をする水位です。

【ダムのだし書き操作】

異常な洪水により、ダムに洪水を貯めることができなくなることが予想される場合に、徐々に流入量と放流量が同じになるように操作をすることであり、下流河川の水位が急激に上昇する恐れがあります。

発表者
国土交通省 羽越河川国道事務所 気象庁 新潟地方気象台

第1受報者
機関名

第2受報者
機関名

第3受報者
機関名

正規

あらかわ
荒川氾濫注意情報

荒川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分

うえつかせんこくどうじむしょ にいがちほほうきょうだい
羽越河川国道事務所 新潟地方気象台 共同発表

（見出し）

あらかわ
警戒レベル2相当情報[洪水]荒川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主文）

あらかわ かみせき いわふねぐん せきかわむら
【警戒レベル2相当】荒川の上関水位観測所（岩船郡関川村）では、
「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意してください。

あらかわ つづらやま むらかみし
【警戒レベル2相当】荒川の葛籠山水位観測所（村上市）では、
「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
荒川下流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
荒川中流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
荒川上流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
横川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

(水位)

荒川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
上関 水位観測所 (岩船郡関川村)	00日00時00分の状況	XXX. X1				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
	00日04時00分の予測	—				
	00日05時00分の予測	—				
	00日06時00分の予測	—				
葛籠山 水位観測所 (村上市)	00日00時00分の状況	XXX. X1				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
	00日04時00分の予測	—				
	00日05時00分の予測	—				
	00日06時00分の予測	—				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは、各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位：水位 (m))

観測所名	上関水位観測所 岩船郡関川村	葛籠山水位観測所 村上市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	7.40	6.90	
レベル3水位 避難判断水位※	6.60	6.40	
レベル2水位 氾濫注意水位	4.30	3.70	
レベル1水位 消防団待機水位	3.60	3.00	
受け持ち区間	荒川	荒川	
	左岸 岩船郡関川村下川口から村上市境界	左岸 村上市貝附から海	
	右岸 岩船郡関川村湯沢から村上市境界	右岸 村上市小岩内から海	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	新潟県岩船郡関川村高田・小見前新田・湯沢、新潟県岩船郡関川村土沢・辰田新・下関・上関	新潟県村上市塩谷・福田・牛屋・葛籠山、新潟県村上市海老江・鳥屋・佐々木・荒島・川部、新潟県胎内市桃崎浜	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位観測所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 羽越河川事務所 調査課 電話：0254-62-6038(内線)351

気象関係：気象庁 新潟地方気象台 電話：025-281-5871

5 災害救助法

1) 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

(平成 25 年 10 月 1 日現在)

救 助 の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100 人 1 日当たり b 30,000 円以内 (加算額) 冬季…別に定める額 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材 費、建物等の使用謝金、尺上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり 平均 29.7 ㎡(9 坪) を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 2,342,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から 20 日以内着工	1 平均 1 戸当たり 29.7 ㎡、 2,385,000 円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 設置期間 最高 2 年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者、 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1 人 1 日当たり 1,010 円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合 3 日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総計費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

被服、寝具 その他生 活必需品 の給与又 は貸与	全半壊（焼）、流失、 床上浸水等によ り、生活上必要な 被服、寝具その他 生活必需品を喪 失、又は毀損し、 直ちに日常生活を 営むことが困難な 者	1 夏季（4月～9月）冬 季（10月～3月）の季別 は災害発生の日をもって 決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内に完了		1 備蓄物資の価格は年度当 初の評価額 2 現物給付に限る。			
		区 分						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上 1人増す ごと	
		全壊（焼） 流出	夏 17,200 冬 28,400	22,100 36,700	32,600 51,200	39,000 60,100	49,500 75,400	7,200 10,300
		半壊（焼） 床上浸水	夏 5,600 冬 9,000	7,500 11,900	11,300 16,800	13,700 19,900	17,400 25,200	2,400 3,300
医 療	医療の途を失った 者（応急的措置）	1 救護班…使用した薬 剤、治療材料、医療器具 破損等の実費 2 病院又は診療所…国民 健康保険診療報酬の類似 内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内		患者等の移送費は別途計上			
助 産	災害発生の日以前 又は以後7日以内 に分娩した者であ って災害のため助 産の途を失った者 （出産のみならず 死産及び流産を含 み現に助産を要す る状態にある者）	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等 の実費 2 助産師による場合は、 慣行料金の2割引以内の 額	分娩した日から7 日以内		妊婦等の移送費は別途計上			
災害にか かった者 の救出	1 現に生命、身 体が危険な状態 にある者 2 生死不明な状 態にある者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 3日以内		1 期間内に静止が明らか にならない場合は、以後「死体 の捜索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上			
災害にか かった住 宅の応急 修理	住宅が半壊（焼） し、自らの資力に より応急修理をす ることができない 者	居室、炊事場及び便所など 日常生活に必要最小限度の 部分 1 世帯当たり 500,000円以内	災害発生の日から 1ヶ月以内					
学用品の 給与	住 家 の 全 壊 （焼）、流失、半壊 （焼）又は床上浸 水により学用品を 喪失又は毀損し、 就学上支障のある	1 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は 次の金額以内	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学 用品） 15日以内		1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。			

	小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期過程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期過程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）	小学校児童 1人当たり 4,100 円 中学校生徒 1人当たり 4,400 円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800 円		
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 199,000 円以内 小人（12 歳未満） 159,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,300 円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

		(検案) 救護班以外は慣行料金		
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当たり 137,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 17,400 円以内 薬剤師 11,900 円以内 保健師、助産師、看護師 11,400 円以内 土木技術、建築技術者 17,200 円以内 大工、左官、トビ職 20,700 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

注 この基準により難い特別な事情があるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる。

6 様式集

消防防災航空隊出場要請書

新潟県知事 様

胎内市長

1	要請団体						
2	災害種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 火災 (4) 自然災害					
3	要請内容	(1) 救急 (2) 救助 (3) 消火 (4) 偵察 (5) 物資輸送					
4	発生場所目標	(市・町・村)				番地	
		目標					
5	発生日時	年 月 日 (曜日)				時 分頃	
6	事故概要又は 災害概要	-----					
7	気 象	天候 視界	風向 m (	風速	m/s	気温 ℃	警報・注意報)
8	出 場 先 臨 着 場	場所 (市・町・村)				番地	
		目標 (名称)				要請側病院名	
9	搬 送 先 臨 着 場	場所 (市・町・村)				番地	
		目標 (名称)				要請側病院名	
10	疾 病 者	疾病者氏名		M・T・S・H	年 月 日生		
		疾病名		程度 (重・中・軽)	男・女 歳		
11	現地搭乗者	(有・無) 職名		氏名			
12	地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
13	他の航空機の 活動要請	(有・無)		機関名	氏名		
14	要請日時	年 月 日 (曜日)				時 分	
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後支給連絡します。							
1	航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
2	到着予定時刻	年 月 日 (曜日)				時 分	
3	活動予定時刻	時間 分					
4	必要資機材						
※ その他の特記事項							
				受信者			

防災局危機対策課 電話 025 (280) 5144

FAX 025 (281) 2979

